

岐阜関カントリー倶楽部利用約款

第1条 (約款の適用)

当倶楽部を利用される方は、会員、非会員を問わず、安全で快適なプレーをお楽しみ頂くために、本約款の定めに従って頂きます。

第2条 (利用約款の成立)

当倶楽部に於いてプレーされる方は、フロントにて所定の受付票に署名して下さい。これにより、当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条 (利用の申込・取消等)

プレーの申込は当倶楽部の予約規定、また予約取消しについては取消料規定に従って頂きます。

第4条 (利用の拒絶)

当倶楽部では、次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

- ①満員でスタート時間に余裕がない場合。
- ②天災、異常気象（暴風雨・降雪・雷鳴等）、その他やむを得ない事情により当倶楽部をクローズする場合。
- ③利用者が公序良俗に反する行為をした場合、またはするおそれがあると認められた場合。
- ④暴力団関係者、暴力団と付き合いのある方、刺青のある方、暴力、暴力行為の恐れのある場合。
- ⑤無断で写真撮影、録音、録画をされる場合。
- ⑥当倶楽部に相応しくない服装、髪型、挙措動作のある場合。
- ⑦本約款に違反した場合、ならびに当倶楽部を利用される事が好ましくない事由がある場合。

第5条 (暴力団入場拒否)

次に該当する者は、当倶楽部に入場し、また施設を利用することができません。

- ①暴力団員（指定暴力団の構成員及びこれに準ずる者）または集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者。
- ②暴力団員を同伴し、または暴力団員を紹介して利用させた会員。
- ③施設利用申込を受理した後であっても、利用者が暴力団員であることが判明した場合は施設利用をお断りします。また、該当者が施設利用中であってもその時点で利用を中止し、退場して頂きます。

第6条（利用継続の拒否）

当倶楽部では、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- ①公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。
- ②当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき。
- ③天災その他やむを得ない事情で施設の利用ができないとき。
- ④エチケット・マナーに著しく反する行為があったとき。
- ⑤その他本約款に違反したとき。

第7条（休場日・開場・閉場時間）

倶楽部の休場日と開場・閉場時間は当倶楽部の定めるところによります。

但し臨時に変更することがあります。

第8条（貴重品その他高価品）

貴重品（金銭その他高価品）は、ロビーに設置のフリーボックスまたは、フロントにお預け下さい。場内における、貴重品（フロント預かり品を除く）の盗難や紛失は、当倶楽部では一切の責任を負いません。

第9条（携帯品・自動車）

携帯品（ゴルフ関連用品・衣類等）の紛失や盗難、また、場内でのお車に関する事故につきまして、当倶楽部では一切の責任を負いません。

第10条（ロッカーの利用）

当倶楽部でのロッカーの利用に際し、次の点に留意下さい。

- ①ロッカーキーは盗難防止の為、ご自身でお持ち下さい。
- ②ロッカー使用中は必ず施錠し、閉扉後は施錠確認をして下さい。
- ③ロッカー内の収納品については、当倶楽部では保管責任を負いかねますので、利用者に於いて注意頂き、貴重品等はお入れにならないで下さい。
- ④ロッカーキーはご精算後、キャディバッグと引換えになりますので、係員にお渡し下さい。
- ⑤ロッカーキーの紛失は、該当日翌日をもって弁償して頂きます。（後日請求いたします）

第11条（危険防止とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何にかかわらず全て自己の責任でプレーして下さい。

第12条（ティインググラウンドにおける素振り）

素振りは、ティーマーカー内の打席、または特に指定された場所以外ではしないで下さい。打者以外のプレーヤーはティインググラウンドに立ち入らないで下さい。

第13条（飛距離の確認）

先行組に対し後続組の打者はキャディのアドバイスやフォアキャディの合図の如何にかかわらず、自己の飛距離を自分の責任で判断して安全確認のうえ打球して下さい。

第14条（打者の前方へ出ないこと）

プレーヤーは、打者の前方に絶対出ないで下さい。

第15条 (隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離・飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一、隣接するホールへ打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに速やかに合図して下さい。隣接ホールにおいては、そのホールのプレーヤーの邪魔にならないようにプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して安全を確認してから打球して下さい。

第16条 (退避)

同一ホールで後続組に先に打球させる場合、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に避難して下さい。

第17条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした後は直ちにグリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第18条 (雷・地震など発生した場合)

雷鳴・地震など緊急事態発生の場合は、倶楽部もしくは当倶楽部従業員の指示の有無にかかわらず、直ちにプレーを中断し、避難所等安全な場所に避難して下さい。また避難解除の場合は必ず倶楽部の指示に従って下さい。当倶楽部では落雷や地震による被害についての責任は負いません。

第19条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内での喫煙・火気使用は、所定の場所以外禁止します。煙草の吸殻・マッチの燃え殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第20条 (違背の場合の責任)

利用者が本約款に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、また、自ら負傷した場合、当倶楽部は一切の損害賠償等の責任は負いません。

第21条 (緊急患者の処置)

プレーヤーは自身の健康状態について常に十分配慮して下さい。万一、急病者が発生した場合、当倶楽部はできる限り処置を行いますが、結果については責任を負うことができません。

第22条 (プレー終了後の用具等の確認)

利用者は、プレー終了後ゴルフ用具を点検し、所定の用紙に確認の署名をして下さい。確認の署名後は、ゴルフ用具の不足、間違い、その他の瑕疵について当倶楽部は責任を負いません。

第23条 (施設内への持込品)

当倶楽部の施設内には次のものの持込みをお断りします。

- ①動物等ペット類
- ②著しく悪臭を発生するもの。
- ③銃砲刀剣類
- ④火薬及び揮発油等発火あるいは引火しやすいもの。
- ⑤騒音を発するもの。
- ⑥他人に迷惑危険を及ぼし、または不快感を与える恐れのあるもの。

第24条 (乗用カートについて)

乗用カートの使用については、別途定める乗用カート利用約款を遵守して下さい。万一、事故が生じてても当倶楽部では一切の責任を負いません。

第25条 (練習場について)

打球練習場やアプローチ・バンカー練習場、またパッティング練習場が利用できるのは、倶楽部が認めた者に限ります。利用時間は開場から打球練習場は午後3時、その他練習場は午後5時までとします。また、その利用にあたり万一事故が生じてても、当倶楽部では一切の責任を負いません。

第26条 (リフトについて)

リフト（スカイスロープ）の利用は、その場所にある注意書き等に従って下さい。万一事故が生じて
も当倶楽部では一切の責任を負いません。

第27条 (施設に損害を与えた場合)

利用者が故意または過失により当倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。

第28条 (行為の禁止)

当倶楽部施設内で下記の行為はお断りします。

- ①賭博、その他風紀を乱す行為。
- ②物品販売・宣伝広告等の行為。(特に許可する場合を除く)
- ③プレーヤー以外のコース内立入り。(特に許可する場合を除く。特に許可した場合であっても、
負傷等の事故について、当倶楽部は損害賠償等一切責任を負いません。)
- ④他人に迷惑を及ぼし、また不快を与える行為。
- ⑤プレーの進行を遅延させる行為。
- ⑥施設の器具・備品等を持ち出したり、棄損する行為。
- ⑦その他全各号に準ずる行為、および倶楽部施設の適正な利用を妨げる行為。

第29条 (宅配便の取扱い)

宅配便によるキャディバッグ・ボストンバッグ等の取次ぎ中の盗難、紛失、輸送の遅れ、その他によ
る損害について、当倶楽部では責任を負いません。

第30条 (忘れ物)

お忘れ物は発見した日から3か月間お預かりします。ご本人様の所持品であることを証明の上、期間
内にお引取り下さい。期間内に引取りのない場合は任意処分させていただきます。

第31条 (浴室における行為の禁止)

浴室内的での下記の行為をお断りします。

- ① 刺青のある方 の浴室への入場。
- ② 浴槽内での剃顔、タオルの持込み、洗濯等清潔を妨げる行為。
- ③ その他、他の入浴者に迷惑のかかる行為。

第32条 (服装について)

服装は他人に不快感を与えないよう留意下さい。

- ① 来場時は上着を着用下さい。(酷暑期間を除く)
- ② ジーパン・トレーナー・ジャージ・作業服・またサンダル・下駄履きでの来場はご遠慮下さい。

第33条 (非会員の債務の保証)

会員が同伴または紹介した非会員が当倶楽部に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務及びその非会員が当倶楽部に与えた損害金の支払債務について、会員は連帯して保証する義務を負います。

第34条 (非会員への周知依頼)

会員は本約款の内容を同伴または紹介した非会員に対し周知徹底するよう協力願います。

第35条 (本約款の変更手続き)

本約款は、当倶楽部理事会において変更することができます。

第36条 (信義則)

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

平成27年 3月一部改正

岐阜関カントリー倶楽部乗用カート利用約款

第1章 総 則

第1条 (本約款の目的)

この約款は、当倶楽部の乗用カート〔以下『カート』と称します〕の利用に関する基準を定め、もって施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の安全を図り且つ施設利用者の充実を期することを目的とします。

第2条 (本約款の遵守)

カートの運転者（以下運転者と称します）及び当該カートの同乗者（以下同乗者と称し、運転者及び同乗者を総称して利用者と称します）は、利用に関し本約款を遵守する義務を負います。

第3条 (運転等の制限)

1. 従業員が帯同する場合、利用者は従業員の指示に従ってください。
2. カートは、歩経路や作業用道路およびカート道以外では、利用運行する事ができません。
3. カートは、悪天候等やむを得ない事情により、利用を制限する場合があります。

第4条 (運転者の資格)

1. 運転者は運転免許を有する者に限ります。
2. 次の事由に該当する場合は、運転者となることができません。
 - (1) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない場合。
 - (2) アルコール類を飲用した場合、その他の事由により正常な運転が困難な場合。

(3) 免許停止・取消し等により前項にかかる運転免許資格を有していない場合。

第5条 (運行責任者)

1. 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
2. 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カートの運転者が交代する場合（プレーの進行上またその他事由により従業員から利用者に代わる場合も含む）は、運行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議及び責任においてこれを行ってください。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカート運行に関し、運転者の指示に従ってください。

第2章 注意事項

第6条 (運転中の注意)

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、同乗者も含めた他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転してください。

1. 走行開始の注意事項

- (1) 運転開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。
- (2) 発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認してください。

2. 走行の際の注意事項

- (1) カート用通路の走行に際し、走行方向（走行方向・走行速度・一旦停止等）の標示があるとき

や、同乗者の従業員より指示があるときは、これに従ってください。

- (2) 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する場合には、予め減速のうえ低速で走行し、かつ必要に応じて、他の利用者に声を掛けるなどして注意を促してください。

3. 停止の際の注意事項

- (1) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車させないでください。
- (2) カートを離れるときは、必ず同乗者の乗降を確認したうえ、駐車装置（パーキングブレーキ）を確実にかけてください。

第7条（同乗者等の注意）

同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

1. カートの走行用装置（電源・スターターキー・駆動・ハンドル・停止装置等）には、手を触れないでください。
2. カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所、上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把握部分（アームレスト・アシストグリップ等）に掴まってください。
3. カート走行中はカートから身体・衣類・用具がはみ出さないよう注意してください。特に身体部位のはみ出しは重大事故に繋がりますので絶対にしないでください。
4. カートの乗車は、定員を守ってください。

第3章 その他

第8条 (利用の中止)

1. 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止させていただくことがあります。
 - (1) 運転者に、運転の資格がないとき。
 - (2) 運転に際し、乱暴な操作や行為等などで、利用者や従業員に対する危害、当該カートに対する損傷、あるいは施設に対する損傷を及ぼすと判断したとき。
 - (3) 利用者に、本約款あるいは倶楽部約款その他規則に反する行為があったとき。

第9条 (事故の場合の連絡)

利用者はカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合は、直ちにプレーを中断して、帯同した従業員・付近にいる従業員・最寄りの茶店・携帯電話等でマスター室へその旨を連絡して指示に従ってください。特にけが人がいる場合はその状態も併せて報告し、けが人の安全を確保しなければなりません。

第10条 (事故の場合の責任等)

1. 運転者が、カートに関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは、施設（カート、その他の施設内物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下カート事故と称す）を起した場合には、被害者（従業員も含む）に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、運転者と連携して、あるいは単独にて、被害者（従業員も含む）に対し、当該カート事故により生じ

た損害を賠償していただきます。

3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4. 当倶楽部は、従業員以外が運転したカート事故による人的・物的損害については、一切責任を負いません。

第11条 (本約款の改定)

この約款は必要に応じ理事会において改定することができます。またその効力は改定事項を倶楽部施設内に掲示したときより生じるものとします。

平成27年 3 月一部改正